

## レンタカーのトラブル ～ 事前に 手続きと車の状態確認を ～

### 内容

先般旅行した折に、現地でレンタカーを借りた。

当日案内された車は使い込んだ古い車で、小さな傷が無数にあったが、価格も安かったので、傷は気にせずに借りることにした。

利用後、車を返却しに行くと、覚えのない車両の傷を指摘され、補償金を求められた。

「車は、どこにも接触していない」と言っても聞き入れてもらえず、修理代と休業補償費として4万5千円を請求された。納得がいかない。（50代 男性）

### 消費生活センターからのアドバイス

レンタカーやレンタカー型カーシェアリング（以下レンタカー等）は便利なサービスですが、事例のようなトラブルも多く注意が必要です。

トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

契約前に保険や補償制度の適用条件を十分に確認し、不明な点は事業者へ確認する。

- ・レンタカー等では、事業者によって保険や補償制度の内容や適用条件が異なり、事故を起こした場合でも保険などが適用されない場合や、一定の自己負担が発生する場合があります。
- ・ホームページや店舗などで貸渡約款、利用ガイドをしっかりと確認し、納得した上で、事業者やプランを選びましょう。

利用前と返却時には、必ず車の状態を確認して記録する。

- ・「覚えのない傷の修理代を請求された」というトラブルを防ぐためにも、車両や内装の傷に気が付いた場合、細かい傷であったとしても必ず事業者に報告し、併せて写真を撮っておきましょう。

事故を起こした場合には、すぐにレンタカー事業者に連絡し、所定の手続きをとる。

- ・所定の手続きを行わなかった場合、保険や補償制度が適用されず、修理代が自己負担になる可能性があります。

カーシェアは利用前後に必ず確認する。

- ・利用前に事業者のホームページで操作方法を確認するほか、返却時は忘れ物やライトの消し忘れはないかなど確認し、返却手続きを確実にいきましょう。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館



困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

**全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)**

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

**長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999**

[相談受付] 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00

